

生ごみ処理機器設置補助金



町では、生ごみ処理機器を設置する町民の方に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

- 対 町内に住所があり、居住している方
設置場所を確保し、良好な状態で維持管理できる方
堆肥化、減量化された生ごみを適正に処理できる方

対象品目

- 発酵式生ごみ処理器(コンポスト等) 容器の新規購入 (1家庭に2基まで)
電気式生ごみ処理機の新規購入 (1家庭に1基まで)
発酵式と電気式を新規購入 (1家庭にそれぞれ1基まで)

補助額 設置費用の2分の1 (上限40,000円)

※100円未満の端数切り捨て

申請方法 領収書を添付して、環境課窓口へ申請書及び請求書を提出してください。様式は、町ホームページでダウンロードできます。

寄居バイオガスプラント施設見学



小川地区衛生組合管内のもえるごみは微生物の力を活用し再利用する「乾

式メタン発酵処理」で処理しています。この方法は温室効果ガスを削減する効果が期待でき、地球環境に配慮した処理方法です。
普段見ることができない処理施設を見学してみませんか。

- 日 8月24日(木) 10時30分～(1時間程度)
受付時間 10時15分～10時30分
場 オリックス資源循環(株)寄居バイオガスプラント

申 町ホームページから電子申請
※ネット環境のない方のみ環境課窓口で申込。

8月16日(水) 17時まで
対 町内在住または転入予定の方
※小学生以下の場合は保護者同伴

参加人数 構成5町村で20名(先着順で定員になり次第、締め切ります)

持 ち 物 マスク、筆記用具(メモを取りたい方のみ)
注 意 事 項

- 現地集合・解散となります。
発熱など体調が良くない場合は参加をお控えください。
現地での検温、消毒にご協力ください。
学校や各種団体での申し込みはできません。
今後定期的に見学会を開催していく予定です。詳細が決定次第、広報などでお知らせします。詳しくは町ホームページをご覧ください。

ホームページをご覧ください。

アライグマ捕獲従事者養成研修会



アライグマによる生活環境被害、生態系への影響及び農作物被害の防止を図るため、研修会を開催します。

- 日 第1回 9月15日(金)
第2回 10月13日(金)
いずれの回も13時30分～16時まで

場 東松山市民文化センター
定 各回とも80名

対 埼玉県内の市町村で、アライグマ捕獲の従事者となる者(埼玉県在住者に限る。受講日当日において18歳に満たない者は対象外)

申 環境課への電話による申し込み
メ 切 第1回 8月10日(木)
第2回 9月8日(金)
※受講者が定員を超えた場合は調整させていただきます。

町民課からのお知らせ

問 Tel 0493-62-2154

マイナンバーカード 手続きのための特別開庁

平日の時間内に来庁できない方へ、マイナンバーカードの申請、受領、電子証明書の更新業務を行います。窓口で申請用の写真撮影のサービスも行

まちづくり整備課からのお知らせ

問 Tel 0493-62-0721

菅谷公園水遊び場がリニューアルされました

菅谷公園の水遊び場が使いやすくなりリニューアルされました。使用する際は濡れても良い服で使用してください。

使用期間 6月～9月末まで
使用時間 9時～17時
※使用時間を守ってご使用ください。



武蔵嵐山駅西口駅前広場整備における通行規制について



武蔵嵐山駅西口駅前広場整備において、車両の通行規制を行います。車で駅をご利用される場合は、駅東口を

います(無料)。
8月17日(木) 17時15分～19時
8月26日(土) 9時～12時
予約方法 事前にお電話ください。
※特別開庁時は、通常の窓口業務(住民票等証明書の発行や住民異動の手続き)はできません。

交通事故にあつたら... 第三者行為による病気やケガ



交通事故など第三者の行為によって傷病を受けた場合にも、届け出により国民健康保険でお医者さんにかかることができます。一時的に国民健康保険が立替払いをし、あとから加害者に費用の請求をします。示談の前に必ず役場へ届け出るようにしてください。なお、示談を結んでしまうと国民健康保険が使えなくなる場合もありますので、ご注意ください。

第三者行為とは 交通事故/暴力行為を受けた/他人の飼犬に噛まれた等
届け出について 交通事故にあつたら、必ず警察で「事故証明書」をもらってください。その他に「保険証」「印鑑」及び「本人の身元確認書類」を持参のうえ、窓口へ届出をしてください。

多数の人が利用する建築物の耐震診断・耐震改修の補助
埼玉県では昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された建築物のうち、病院や店舗、福祉施設などの多数の人が利用する一定規模以上の建築物に対して、耐震診断、耐震補強設計および耐震改修工事の費用の一部を補助しています。令和5年度から、除却工事について、緊急輸送道路を閉塞させるおそれのある場合に加え、多数の者が利用する建築物も対象になりました。

埼玉県建築安全課

問 Tel 048-833-5527

建築物のアスベスト対策の補助

埼玉県では、民間建築物のアスベスト対策として、アスベスト含有のおそれのある吹付け材の含有調査及び吹付けアスベストの除去等工事の費用に対して補助を行っています。

埼玉県建築安全課

問 Tel 048-833-5525

70歳以上の医療について



国民健康保険に加入している人が70歳になると、「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」が交付されます。見た目は、国民健康保険被保険者証とほぼ同じ体裁ですが、自己負担額や自己負担限度額が変更になります。

70歳になったとき 70歳の誕生日の翌月から(誕生日が1日の人はその月から)、「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」を提示して医療を受けます。75歳になったとき 75歳の誕生日当日から、国保を脱退し、後期高齢者医療制度で医療を受けることとなります。

「後期高齢者医療被保険者証」が交付されますので、「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」については、すみやかに破棄していただくか、役場へ返却してください。

ご存知ですか? 国民年金保険料の前納制度



国民年金には、一定期間の保険料を前払いすると割引になる「前納」制度があります。

前納制度には、納付書で納める方法、クレジットカードによる方法(一部対象とならないカードもあり)があります。口座振替による方法があり、事前の申込みが必要です。

免除された国民年金保険料は後から納めることができます



なお、前納した人が厚生年金等に加入したときは、その後の国民年金保険料は還付となります。

問 川越年金事務所
Tel 049-242-2657

保険料の免除や猶予の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低額となりますが、追納制度を利用することで、免除等の承認を受けた期間について後から保険料を納めることができます。
注意事項
追納ができるのは過去10年以内に免除等が承認されている期間に限られます。

免除等の承認を受けた翌年度から起算して3年度目以降の保険料を追納する場合は、当時の額に一定の加算がされます。
※老齢基礎年金の受給権者は、保険料の追納ができません。

問 川越年金事務所
Tel 049-242-2657